

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市役所

目 次

条 例	ページ
○ 予算の執行に関する北九州市長の調査等の対象となる法人を定める条例【総務企画局行政経営室行政経営課】	1 6 9 4
○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	1 6 9 5
○ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民部区政課】	1 6 9 6
○ 北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化振興課】	1 6 9 7
○ 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例【環境局循環社会推進部施設課】	1 7 0 0
○ 北九州学術研究都市条例の一部を改正する条例【産業経済局新産業振興部新産業振興課】	1 7 0 2
○ 北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部水産課】	1 7 0 3
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】	1 7 0 5
○ 北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例【港湾空港局港営部港営課】	1 7 0 9
○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】	1 7 1 3
○ 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部経営企画課】	1 7 1 6
規 則	
○ 北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則【港湾空港局港営部港営課】	1 7 2 1
○ 北九州市市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局市民部市民センター室】	1 7 2 3

告 示

- 北九州市年長者いこいの家設置補助金等交付要綱の一部を改正する告示【保健福祉局地域支援部高齢者支援課】 1 7 2 4

公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画書の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 1 7 2 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1 7 2 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 1 7 2 7
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 1 7 2 8
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（5件）【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 1 7 3 0

上下水道局

- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 1 7 4 1

病 院 局

- 平成24年度北九州市職員（看護師）採用選考の実施【病院局総務課】 1 7 4 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇予算の執行に関する北九州市長の調査等の対象となる法人を定める条例

地方自治法施行令の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるため、予算の執行に関する北九州市長の調査等の対象となる法人を定める条例を定めることにしました。

主な内容は、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社等を市長の調査等の対象となる法人に定めるものです。

この条例は、平成24年6月26日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正等に伴い、北九州市市税条例の一部を次のとおり改正することにしました。

- 1 公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対する課税標準の特例を設けることにしました。
- 2 平成26年度から平成35年度までの間における個人市民税の均等割の税率を年額3,500円に引き上げることにしました。
- 3 個人の市民税について、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることにしました。

この条例は、1については平成24年6月26日から、2及び3については平成26年1月1日から施行することにしました。

◇区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

八幡西区役所の位置を次のとおり変更することにしました。

新	旧
北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号	北九州市八幡西区筒井町15番1号

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

漫画ミュージアムを次のとおり新設することにしました。

1 名称及び位置

名 称	北九州市漫画ミュージアム
位 置	北九州市小倉北区浅野二丁目14番5号

2 使用料

陳列品の観覧料	1人1回につき2,000円以下の範囲内で規則で定める額		
	定期券	1年	4,000円以下の範囲内で規則で定める額
展示室使用料	区分	11時～19時	時間外（1時間又はその端数ごとに）
	企画展示室A	2,000円	350円
	企画展示室B	2,100円	360円
	企画展示室C	2,600円	450円
器具使用料	音響器具	4時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額	
	映像器具	4時間又はその端数ごとに6,000円以下の範囲内で規則で定める額	
	その他の器具	1回ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額	

この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

◇北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めることにしました。

この条例は、平成24年6月26日から施行することにしました。

◇北九州学術研究都市条例の一部を改正する条例

学術研究施設について、指定管理者の指定のの特例を設けることにしました。

この条例は、平成24年6月26日から施行することにしました。

◇北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例

1 漁港施設の新設に伴い、使用料を次のとおり定めることにしました。

(1) 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナに限る。）を使用するとき

区分	算定単位	金額
長期係留棧橋	船舟の長さ1メートル当たり月額	1,310円
一時係留棧橋	船舟の長さ1メートル当たり日額	340円

(2) 漁港環境整備施設（脇田漁港フィッシャリーナの交流棟に限る。）を使用するとき

区分			金額	
			9時～12時	12時～17時
交流室			180円	350円
設備・器具	流し台（調理を行う場合に限る。）	1台	100円	200円
	調理用コンロ	1台	100円	200円
	電気コンセント	1個 1回	100円	

2 市が管理する漁港施設（基本施設を除く。）を損傷し、又は汚損した者に対し、監督処分することができることにしました。

3 市が管理する漁港施設（基本施設を除く。）を損傷し、又は汚損した者を5万円以下の過料に処することにしました。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

幸神・岸の浦地区地区整備計画区域を条例を適用する区域に追加することにしました。

この条例は、平成24年6月26日から施行することにしました。

◇北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

- 1 港湾施設の管理について、指定管理者制度を導入することにしました。
- 2 旧大連航路上屋について、利用料金制度を導入し、利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

区 分		金 額					
港 湾 環 境 整 備 施 設	休憩所	旧大連 航路上 屋	—	9時～12時	12時～17時	17時～22時	
			多目的室A	円 600	円 900	円 1,500	
			多目的室A を2区分し て利用する 場合	1区分 当たり	300	450	750
			多目的室B	1,300	2,100	3,400	
			ホール	2,400	3,900	6,400	
			多目的スペース	2,900	4,600	7,500	
			シャワー室	1室につき1時間又はその端数ごとに100円			
			設備・器具	映像設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額		
				音響設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額		
				照明設備	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額		
舞台設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額						
その他の 設備・器具	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額						

この条例は、1については平成24年6月26日から、2については規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの技術上の基準等について、経過措置を定めることにしました。
- 2 急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めることにしました。
この条例は、1については平成24年7月1日から、2については同年12月1日から施行することにしました。

◇北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例

- 1 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
水道事業の経営の規模について、給水区域に遠賀郡水巻町の区域を加え、給水人口を109万7,140人とすることにしました。
- 2 北九州市水道条例の一部改正
 - (1) この条例の施行の際に、現に水巻町から給水を受けていた者に係る処分又は手続については、北九州市水道条例の規定により行われたものとみなすことにしました。
 - (2) 水巻町で北九州市から給水を受ける者に係る使用水量の計量及び料金の算定については、当分の間、水巻町旧条例の規定による料金で算定することにしました。
 - (3) 水巻町から給水を受けていた者でこの条例の施行日以後水巻町で北九州市から引き続き給水を受けるものに係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものについては、この条例の施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定することにしました。
この条例中第1条及び第2条の規定については平成24年10月1日から、第3条の規定については規則で定める日から施行することとしました。

◇北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 北九州市港湾施設管理条例の一部改正に伴い、指定管理者に係る規定を定めることにしました。
この規則は、平成24年6月26日から施行することにしました。

予算の執行に関する北九州市長の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第25号

予算の執行に関する北九州市長の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(対象となる市が出資している法人)

第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(対象となる市が債務を負担している法人)

第3条 政令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条及び第3条の規定は、当該各条に掲げる法人のこの条例の施行の日前の直前に終了した事業年度（以下この項において「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による書類の作成及び議会への提出（以下この項において「書類の作成等」という。）について適用し、当該法人の直近の事業年度前の事業年度に係る書類の作成等については、なお従前の例による。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第26号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

付則第8条の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の均等割の税率の特例）

第8条の2 平成26年度から平成35年度までの間における第15条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「3,500円」とする。

付則第9条の2を付則第9条の3とし、付則第9条の次に次の1条を加える

（公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対する固定資産税の課税標準の特例）

第9条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、付則第9条の2を付則第9条の3とし、付則第9条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の北九州市市税条例（次条において「新条例」という。）第26条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第9条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された法附則第15条第2項第6号に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例（昭和38年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の八幡西区の項中

「
北九州市八幡西区筒井町15番1号
」を

「
北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
」に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第28号

北九州市芸術文化施設条例の一部を改正する条例

北九州市芸術文化施設条例（平成15年北九州市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

音楽堂	音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州市立響ホール	北九州市八幡東区平野一丁目1番1号
-----	--	-----------	-------------------

を

「

音楽堂	音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	北九州市立響ホール	北九州市八幡東区平野一丁目1番1号
漫画ミュージアム	本市にゆかりのある漫画家の作品の展示、業績の紹介等を行うとと	北九州市漫画ミュージアム	北九州市小倉北区浅野二丁目14番5号

に

<p>もに、漫画等に関する人材の育成及び漫画等を通じた市民の交流の場の提供を行うことにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。</p>		
---	--	--

改める。

別表第2中

「

	舞台器具	4時間又はその端数ごとに5,200円以下の範囲内で規則で定める額
設備使用料		4時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額

を

「

	舞台器具	4時間又はその端数ごとに5,200円以下の範囲内で規則で定める額
設備使用料		4時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額
漫画ミュージアム	陳列品の観覧料	1人1回につき2,000円以下の範囲内で規則で定める額
	定期券	1年 4,000円以下の範囲内で規則で定める額
展示室使用料	区分	11時～19時 時間外(1時間又はそ 入場料等を徴収し、又

			の端数ごとに)	は収益を伴う用途に使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額の30割に相当する額とする。
	企画展示室A	円 2,000	円 350	
	企画展示室B	2,100	360	
	企画展示室C	2,600	450	
器具使用料	音響器具	4時間又はその端数ごとに3,000円以下の範囲内で規則で定める額		4時間を超える使用時間の端数が1時間以内であるときに限り、当該端数に係る使用料の額は、規定使用料の額の3割に相当する額とする。
	映像器具	4時間又はその端数ごとに6,000円以下の範囲内で規則で定める額		
	その他の器具	1回ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額		

に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第29号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条の6」を「第22条の7」に改める。

第22条の6の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格）

第22条の7 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）であること。
- (2) 技術士法第32条第1項の規定により登録を受けた技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者であること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 短期大学又は学校教育法第1条に規定する高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学

又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(7) 短期大学又は学校教育法第1条に規定する高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(9) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科を修めた者であって、理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州学術研究都市条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州学術研究都市条例の一部を改正する条例

北九州学術研究都市条例（平成12年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請については、市長が学術研究施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市漁港管理条例の一部を改正する条例

北九州市漁港管理条例（昭和39年北九州市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 甲種漁港施設（基本施設を除く。）を損傷し、又は汚損した者

第25条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 甲種漁港施設（基本施設を除く。）を損傷し、又は汚損した者

別表第1の1 使用料の(1) 泊地、岸壁及び物揚場を使用するとき（避難のために入港した船舟が使用する場合を除く。）の表中「及び物揚場」を「物揚場及び船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナに限る。）」に改め、同表のウ プレジャーボート等の表を次のように改める。

ウ プレジャーボート等

区分		算定単位	金額
泊地		月額	3,000円
船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナに限る。）	長期係留 栈橋	船舟の長さ1メートル 当たり 月額	1,310円
	一時係留 栈橋	船舟の長さ1メートル 当たり 日額	340円

別表第1の1 使用料の表に次の1表を加える。

(3) 漁港環境整備施設（脇田漁港フィッシャリーナの交流棟に限る。）を使用するとき

区分			金額	
			9時～12時	12時～17時
交流室			180円	350円
設備・器具	流し台（調理を行う場合に限る。）	1台	100円	200円
	調理用コンロ	1台	100円	200円
	電気コンセン	1個1回		100円

	ト		
--	---	--	--

別表第1の備考第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 船舟の長さについて、1メートル未満のとき、又は1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。

別表第1の備考第2項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同表の備考に次の1項を加える。

3 交流室の冷暖房設備を使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

木屋瀬東部地区地区整備計画区域	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された北九州都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
-----------------	---	---

木屋瀬東部地区地区整備計画区域	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された北九州都市計画木屋瀬東部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
幸神・岸の浦地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された北九州都市計画幸神・岸の浦地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に

改める。

別表第2中

生活利便施設地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (2) 事務所 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの (4) 集会所、公民館又は幼稚園 (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉		200平方メートル (集会所若しくは公民館又は派出所、公衆電話所その他これらに類す	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	建築物の各部分から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距
----------	--	--	--	--	---------	--

								地境界線からの距離が50センチメートル以上あるもの				
住宅B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (3) 集会所又は公民館 (4) 図書館 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に付属するもの	10分の10			165平方メートル (集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車庫（令第136条の9第1号イに該当するものに限る。） (4) バルコニー又は屋外階段で、道路境界線又は隣地境界線からの距離が50センチメートル以上あるもの	10メートル	7メートル		
住宅・利便施設地区	(1) 共同住宅 (2) 寄宿舎（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助の用に供するものを除く。）又は下宿 (3) 長屋（住戸の数が2以下のものを除く。）				165平方メートル (集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。)	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車庫（令第136条の9第1号イに該当するものに限る。） (4) バルコニー又は屋外階段で、道路境界線又は隣地境界線からの距離が50センチメートル以上あるもの	10メートル			

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第33号

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 監督（第28条・第29条）」を「第5章 監督（第28条・第29条）」を「第6章 指定管理者による管理（第29条の2－第29条の6）」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第5条中「、市長」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる港湾施設にあっては、指定管理者。第7条（ただし書を除く。）、第8条、第9条第1項（ただし書を除く。）及び第10条において同じ。）」を加える。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 指定管理者による管理

（指定管理者）

第29条の2 市長は、港湾施設の設置の目的を効果的に達成させるため必要があると認めるときは、当該港湾施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第29条の3 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該港湾施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該港湾施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第29条の4 指定管理者が行う港湾施設の管理の業務は、次のとおりとする。

（1） 港湾施設の維持管理に関すること。

- (2) 港湾施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第29条の5 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い港湾施設の管理を行わなければならない。
(指定管理者の秘密保持義務)

第29条の6 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、港湾施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

第2条 北九州市港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 使用」を「第2章 使用又は利用」に、「通常使用」を「通常使用等」に、「使用料及び入港料」を「使用料、入港料及び利用料金」に、「第2節 入港料(第23条-第25条)」を「第2節 入港料(第23条-第25条)」「第3節 利用料金(第23条-第25条)」に改める。

第25条の2・第25条の3)」

「第2章 使用」を「第2章 使用又は利用」に改める。

「第1節 通常使用」を「第1節 通常使用等」に改める。

第4条の見出しを「(通常使用等)」に改め、同条中「同じ。)」の次に「又は利用」を加える。

第5条第1項中「使用しようとする」を「使用し、又は利用しようとする」に改め、「その他の使用」及び「までの間使用」の次に「又は利用」を加え、「使用する」を「使用し、又は利用する」に改め、「)に使用」の次に「又は利用」を加える。

第7条第1号中「使用する」を「使用し、又は利用する」に改め、同条第2号中「使用」の次に「又は利用」を加える。

第8条第1項及び第3項中「使用者」の次に「又は利用者」を加える。

第9条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「使用」の次に「又は利用」を加える。

第10条第1項中「使用者」の次に「又は利用者」を、「の使用」の次に「又は利用」を加え、同条第2項中「使用者」の次に「又は利用者」を加える。

第11条中「使用者」の次に「又は利用者」を加える。

「第3章 使用料及び入港料」を「第3章 使用料、入港料及び利用料金」に改める。

第20条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3章第2節の次に次の1節を加える。

第3節 利用料金

(利用料金)

第25条の2 別表第2の左欄に掲げる港湾施設を利用しようとする者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第2の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第25条の3 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

第29条の4第2号中「使用」の次に「又は利用」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第25条の2関係）

区 分		金 額					備 考	
港 湾 環 境 整 備 施 設	休 憩 所	旧大 連航 路上 屋	—		9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	冷暖房設 備を利用 する場合 の冷暖房 設備の額 は、実費 に相当す る額の範 囲内で市 長が別に 定める。
			多目的室A		円 600	円 900	円 1,500	
			多目的 室Aを 2区分 して利 用する 場合	1区分 当たり	300	450	750	
			多目的室B		1,300	2,100	3,400	
			ホール		2,400	3,900	6,400	
			多目的スペ ース		2,900	4,600	7,500	
			シャワー室		1室につき1時間又はその端			

			数ごとに100円
	設備・器具	映像設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額
		音響設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額
		照明設備	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額
		舞台設備	1時間又はその端数ごとに2,000円以下の範囲内で規則で定める額
		その他の設備・器具	1時間又はその端数ごとに1,000円以下の範囲内で規則で定める額
<p>利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、後納とすることができる。</p>			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。